

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第10回 検討部会 議事録

平成23年6月5日

門真市民プラザ2階生涯学習センター集会室

議長：定刻になりましたので、ただ今より第10回（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。皆さんこんにちは。日曜日のお昼、お忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

まず冒頭に、私のほうからご案内とお願いという形でお話させていただきますと思います。市議会議員の先生から皆様に、細かい資料を作成していただきました。これについては皆様の中で、私も含めまして、現状の認識と自分の考えにズレがあってはいけないので、そのへんの参考資料としてご活用していただければと思います。これはたくさん先生がつくっていただきましたので、ボリュームがあります。これをこの議論・会議の場で逐一こうだあだというお話は、さすがに時間的に不可能だと思いますので、皆様方お持ち帰りいただいて、私も含めて勉強させていただいて、認識違いがあればそれを正す、というようなところも含めて活用していただければと思います。

それでは、議題に入っていきたいと思います。まず、事務局から連絡事項がありますので、よろしく願い申し上げます。

事務局：それでは案件に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきますと思います。お手元に資料をご用意ください。1ページ目から条例原案の叩き台として掲載しております。続きまして、14ページからは第9回検討部会の会議報告書。そして17ページが第4回策定部会の会議報告書、そして最終ページに第11回検討部会の開催通知を付けております。印刷の漏れ、かすれ等がありましたら挙手いただけますでしょうか。

続きまして、傍聴席をこちらのほうにもご用意いたしましたので、適宜こちらのほうにも移動していただきまして傍聴していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

また本日、資料として振り返りシートを1部、委員の皆様にはお配りしております。最後、部会の感想については振り返りシートにご記入をお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、本日の案件に入らせていただ

きます。いつものことながら活発な意見交換をしていただきまして、有意義な時間になりますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、私のほうから前回行われました策定部会で話し合ったことについて、ご報告させていただきたいと思いますが、その前に、皆様に先ほど個別にお配りしました自治基本条例のA4の紙1枚に触れさせていただきたいと思います。今、もう6月に食い込んできております。早いもので昨年から引き続きやりまして、そろそろ終盤に向かおうかという時期になっております。この中で、改めて自治基本条例とはどういうものなのかということを通条書きにしたものをお持ちいたしました。この時期だからこそ、改めて認識させていただきたいと思います。自治基本条例は皆さんご承知のとおり、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例です。自治体の憲法とも呼ばれております。この名前については自治体によって様々な命名をされておられます。まちづくり条例であったり、まちづくり基本条例であったり、行政基本条例等、様々な名前が付けられております。具体的には、自治基本条例というのは、地域課題への対応、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文書化したもの、乱暴な言い方をしますとそういう形になります。自治体の仕組みの基本ルールを定めたものです。実際に他の自治体では、情報の共有・市民参加・協働・自治の基本原則というものがある。あるいは、自治を担う市民・首長・行政等の役割と責任、情報公開・計画・審議会等への市民参加、住民投票などの自治を推進する制度等について定めるものであります。で、構成として多くとられているものが、まちづくりの方向性・将来像、市民の権利・生活権・市政への参加権・情報公開請求権等ですね。あと行政関係で市の義務・責務、市民の責務、事業者の責務、あるいは住民参加の手続きと仕組みを謳っているところもあります。あと住民投票の仕組みを謳われているところもあります。市民協働の仕組み、例えばNPOへの支援等ですね。あと、分野別の施策の方向性、他の施策・条例との関係、これは最高規範性であるという謳われ文句ですね。最後に、改正・見直しの手続き、委員会の設置等が盛り込まれております。これは今さらながらの話ではありますが、もうそろそろ最後のほうで、まとめあげなければならない時期にきております。従いまして、改めて自治基本条例とは何かというところで、皆様の中で再認識をしていただいて、これからの審議に臨んでいただきたいと思っております。

それでは…

委員A：すみません。

議 長：はい。

委員A：今の概要の中の2行目、「多くの自治体では」から「自治の推進制度について定めている。」という項目が書かれていますが、私が思うには一番大事な議会がこの中に入っておりません。抜けているのかそれとも。

議 長：抜けております。

委員A：内容の中の、市の中に市長・議会・職員と書いており、市の中に議会は入っているのですけども。

議 長：そのとおりです。単純に抜けております。今この場で訂正させていただきます。

委員B：上から4つ目の、市民の責務・事業者の責務とありますよね。市のほうの市長や議会や職員の義務と責務はあるにもかかわらず、市民と事業者に関して義務はないのですか。

議 長：これは、各自治体が大体どういうことをやっているのか、というのをまとめあげたものなので、門真市としては当然入れても良いと思います。ここで紹介させていただいているのは、概ね次のような内容で構成されているところが多いという紹介だけでございます。門真市がこうである、ではないです。

委員A：概要の中の議会は単純に抜けていると。

議 長：そうです。

委員A：上の項目のまちづくり条例の名称ですけれども、まちづくり条例・まちづくり基本条例・行政基本条例とありますが、調べられた中で、私の感覚では歴史的に最初のほうではまちづくり条例があって、だんだん中身が洗練されてきて自治基本条例になっていったという。それがもし事実であるならば、それも案内していただければありがたいです。

議長：はい、わかりました。

少し乱暴な書き方をして申し訳ありませんでした。この時期において、自治基本条例の再認識だけしてくださいというだけのことです。単純に抜けているところは私の責任です。申し訳ありませんでした。

それでは第4回策定部会の報告を簡単にさせていただきたいと思います。5月27日に門真市立文化会館1階ホールで、第4回策定部会を開催させていただきました。その中で議論された内容についてのご報告を申し上げたいと思います。

まず、検討部会で検討された前文を含めまして、先生のほうからお示しいただいた門真市自治基本条例の叩き台がございまして、この叩き台を基にして、実際に意見交換をさせていただきました。議論の対象となったのが、ひとつポイントとして、市役所という表現を行政に変更する必要があるというご意見がございました。これにつきましては、第5次総合計画で市役所のしていることと言葉の統一性という観点から、市役所の表現のままかと考えます。で、第2条に市役所の定義が別途、謳われております。そのために、これはわかりやすいという表現で、市役所という言葉が一番良いと考えるという議事になりました。続きまして2点目のポイントなのですが、総合計画と自治基本条例の関係です。それと併せまして前文の話を議論させていただきました。この中で前提となるのが、第7回・第8回検討部会のほうで出た内容の中で、自治基本条例と総合計画の関係がどうなっているのかという議論がなされました。そこで策定部会ではこれを統一させようという動きになりまして、意見交換させていただきました。前提となるのは、最高規範となるか、あるいは横串の共通基本規範なのか、どちらで進めていくかを統一させようという議論をさせていただきました。その中で出たご意見は、黒丸で書かれた分になっております。全般的に意思統一が図られまして、自治基本条例は最高規範であるということが確認されました。また、門真市の自治基本条例におきましては、自治の歴史を盛り込むべきではないかというご意見に対しまして、それが良いと賛同いただきまして、自治の歴史を盛り込む。で、総合計画の分を削除して極力簡潔化を行って、個別に出てくる課題を各個別条例で謳うというところで一応話はまとまっております。

条例の名前についてはですけども、基本的には一般市民の方々がわかりやすいようにするべきであろうということです。門真、自治若しくは協働のキーワードが抜けてしまいますと、何のことかわからない条例になってしまう懸念があります。現在の有力候補は、門真市自治基本条例という名前であろうとなっております。あと、最後のほうで自

治基本条例とは、ということで説明するときのキャッチコピーを皆様に発表していただきました。それぞれ思い思いのキャッチコピーが出てきたところがございます。その他といたしまして、地域自治推進協議会それから門真市自治基本条例推進委員会の設置に向けての道しるべも、そろそろ考える時期に来ていると結論付けられました。

さて、皆様方これから議論に続くわけですけれども、エキスパートでいらっしゃる2人の学識経験者の方のご協力をいただきまして、実際に進めさせていただいております。我々市民、そして行政の方々に関しまして、先生方にお示しいただいた指針に基づいて、門真のさらなる独自性・発展性を考慮したうえで、前向きな検討を続けていきたいと思っております。それと時期的に、個別のことについてのお話し合いは、既に前回で終わっております。皆さんの思いは必ず実現するように議論いただきました。今の時期は、もうまとめあげていく時期に差し掛かってきております。従いまして、個別のお話については、必要性があれば、もちろん間違ったところがあれば訂正しなければならない、さらなる議論を重ねていかなければならない。これは当然のことです。しかしもう終わっている分について、細かい内容を蒸し返すということは本日の検討部会以後やめていきたいなと思っております。そうしないと収集がつかなくなるというのが現状となっておりますので、できるだけ機能的なものをつくるために、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

長々となりましたが、本日の検討内容に移っていききたいと思っております。これ以降は先生に一任したいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長：改めましてよろしくお願いたします。この条文自体は私が一方的につくったつもりはなくて、これまで出てきた意見を基にして構成してきたつもりですので、ご理解いただければと思っております。今日の資料の1ページ目、(仮称)門真市自治基本条例の原案ですが、条例名称は門真市自治基本条例が少し、策定部会の気持ちとしては強かったかなという気もしますが、まだ決まったものではありませんから、出てきた名称案をすべて記載しております。

前文につきまして、そもそもの成り立ちは策定部会のほうで、一度皆さんに書いていただいたものを私のほうでコピー・ペースト、つないでつくったものを基にして、何度も揉みながら進んできました。ただその中で、門真市の全般的な歴史の部分が最初の6行くらいに記載されておりますが、これは検討部会委員の提案に基づくものです。が、それを記載するにしても、自治の歴史をもっと強調して記載すべきだ

というのが、前回の策定部会で出てきたことです。とはいうものの、これはもう私の能力を超えておりますし、市民の皆さんのいろんな思いを述べないといけないところだとは思いますが、何を記載するのかというところですね。前回出てきたのは農民の自治・農地を守る自治というのが門真の歴史にはあるので、そういった点を記載するべきだということなんですが、これも私自身、史実に基づいてどう書くのかという点では色々資料提供いただかないと進まないところがありますので、こうした点も含め自治の歴史を書く上で、ここがポイントだという歴史に基づく情報源をご提供いただければと思います。で、自治の歴史といっても、戦後・昭和・平成も含めた歴史のポイントを書くことになると思います。ですので、これまで検討部会に言葉として出てきた市民憲章がありますので、市民憲章を私のほうで調べてみて、そのままコピーペーストしたものを貼り付けておきました。それから前々回くらいに、門真市の美しいまちづくり条例もできているというお話をいただきましたので、その前文もコピーペーストしております。これはあくまでも参考までということでご理解いただければと思いますが、こうしたポイントを含めながら門真の歴史をどう記載したらいいのかということとっております。おそらくこの過程には総合計画づくりにおける自治への視点とかいうものもポイントになるのかもしれませんが、この点はまた検討部会委員のご指摘を受けながら、あるいはこういう点はちゃんと入れなくてはいけないとお伺いしながら、前文を構築していければと思っております。前文は最も重要なところですから、市民の多くの方が共有できる、あるいは前文を読むことによって門真の自治はこういう風に発展してきたんだ、だからこそ今後はこういう風に発展していかななくてはならないということがわかるような歴史が記載できればと思いますので、ぜひご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

それから、会議の度に微修正はしております。前回は最高規範性を前提に進んだので、それを基に多少条文を書き直しておりますが、内容的に変化があるものではありません。従って、5ページの第4条で最高規範性ということを盛り込ませていただきました。あと6ページに、解説のところにイメージ図を入れたほうが良いと思いますので入れておりますが、これはあくまで叩き台です。非常に大雑把なものですので、このイメージ図ももう少し丁寧に書き直していく必要があると思います。そうした点も含めてご指摘をいただければと思います。

後、委員さんからご指摘のありましたが、11ページから始まるコミュニティ、あるいは地域自治の推進協議会の内容とか、門真市自治基

本条例推進委員会、この条例がうまく守られているかどうか定期的に評価する委員会ですね。こうしたものの役割とか基本的な方針というのを、この条例の中にどういう風に盛り込んでいくか議論されていないので、検討していきたいと思います。ただ議論されていないとはいえ、第2回・第3回のときに問題提起をしていただいた委員の方がいらっしゃると思いますので、記載しております。おそらくこうしたものの詳細については別途条例・要綱等で定めることになると思いますが、自治基本条例においては守らなければならない方針とか基本的な考え方をきっちり盛り込んでおく必要がありますので、もっとこういう風にしたいほうが良いのではないかと、こういう考え方に基づくべきだということをご意見をいただければと思います。そういったところが前回の策定部会も含めて修正させていただいた部分かと思えます。

まず最初に、前文についてですけれども、自治の歴史を書くときの何かポイントを発言したいという方がいらっしゃったら、ぜひ情報提供・ご指摘をお願いしたいと思います。その次に条文全体を見てまだ不足している点があればご指摘いただきたいと思えます。まず前文のほうで。はい。

委員A：前文の歴史で簡単なことだけで、持ってきていないデータなんですけれども、先生のおっしゃったように市民憲章、そして総合計画も1次から5次まであります。ですので、市民憲章は何年に制定されて、総合計画は第1次からスタートしている、何年かは市役所の方のほうが詳しいと思うのですが、それらを書くとき、その中で市民憲章も総合計画も周知されておらず、効果をあげていないということ挙げれば、その2つについては語れるんじゃないかなと。全文を書く必要はないが、市民憲章と総合計画を自治のところで言うと。一番最初に例えば、門真のまちは室町時代から門真として成立している、そのへんは簡単なフレーズで語る。

委員B：私今思っているのですが、前文に書くというよりも真中の「地方分権の進行とともに」というところの中に、農民自治として自分達で考えてまちの運営を行い、権力に対しても物申し、自己犠牲を払ってでもやってきたという自治の歴史を地方分権に絡めて書いてもらったほうがわかりやすいと思うのがひとつです。

2つ目は2ページ上の「近年、故郷門真が変貌しつつあり」というところ「これからさまざまな問題を打開し」と書いていますが、今起こっている様々な問題を具体的に書いたほうがわかりやすいんじゃない

かなというのが私の気持ちです。

委員C：賛成。

委員B：こうしてぼやかしてしまったらわからないし、自治基本条例はまた変えることができるので、現在の課題をここにわかりやすく書いたほうが良いのではないかと思います。

委員長：なかなか長く議論する時間はないのですが、様々な問題のポイントを挙げるとすれば何が。

委員B：生活保護と学力の低いところですね。あと勤労者の所得が周りの市と比べて低いと。この3つが一番問題だと思いますけどね。子どもの学力は大阪府下でも最後のほうですし、数値で出てくるから、数値で表すことが見える化として大事だと思います。だから勤労者一人あたりの所得も数値で出てきますし、生活保護の受給率に関しても出てくるので、そのあたりの数値をはっきりすることが良いのではないかと思います。変化したらいいんですから、悪いところは認めるのが良いのではないかと思います。

委員C：はい。

委員長：はい。

委員C：第4回策定部会で、具体的にというご指摘で生活保護のことを発言したのですが、その後5月31日の読売新聞の記事で「生活保護見直しへ国と自治体初会合 国に抜本的改革求める平松市長 特区申請も検討」という記事がありまして、大阪市は18人に1人ということなんですね。で、8月をめどに委員会みたいなもので結論を出すということがあります。あの時はそういう具体的な考えがなかったんですけども、やっぱり問題があるなど。その問題点は、生活保護自体は本当に必要なものなのですが、その運用の仕方、制度が今破綻しているんです。で、大阪市と門真市の生活保護の問題点は全然違うと思うんですね。門真市は違う問題点があると思うので、学力の低さと低所得者と生活保護の問題は、根本が一緒かなと思うんですね。やっぱり、市政に関心を持たないからこうなっているわけなんですけども、関心を持つ必要のない人が増えてくるとそうなるのかなと。もしかしたら、

根っこのところはひとつかなという風に感じております。

委員長：この点については、以前生活保護とか具体的な言葉を出さないほうが良いという意見もありましたので、事実を正確に知るとかを条文の中に盛り込んでおりますけれども、そうした表現で中身を変えたほうが良いというご指摘もありました。従ってまた様々なという表現に置きかえておりますけれども。議論には時間的な問題もありますので、検討させていただくということによろしいでしょうか。
地方分権というところは、今進行している分権という認識でいいですね。

委員B：自分達でやらなければいけないということが大事なので、昔は自分達でやっていたということ、祭りの寄附とか、役所に世話になっているのではなくて自分達でやっていくのが自治の根本だと思いますので、それが過去にあったということを含めてお願いできたらと思っています。実際、命を投げうって水を逃がしたとかいう話もありますので、そういうところも含めて書いていただいたら良いんじゃないかなと。

委員長：史実に基づくデータをいただければお願いします。寄附文化の点は、門真は昔あったというご指摘でしょうか。

委員B：そうですね。昔は農村ならどこでもあったと思うんです。

委員長：その他に前文の中で、ここがポイントだというところがあればご指摘いただければと思うのですが、とりわけ今自治の歴史を記述するときはどう表現したら良いかということで。よろしいですか。
またお気づきの点がありましたら、また、資料がありましたら事務局のほうにご提供いただければと思います。よろしくをお願いします。
それでは、個別に見ていこうと思いますが、全体を通じて記載が必要な点、もちろん他の自治体の横並び的発想はあまりしないほうが良いのですが、門真にとってこの部分はどうしても必要だという項目がありましたらお願いいたします。自分では思っていたが今まで議論していなかったという部分ですね。後半の方でコミュニティ推進協議会と自治基本条例推進委員会については意見交換していきたいとおもいますので、それを除いた部分で何かポイントがあればお願いいたします。

委員D：すみません。

委員長：はい、どうぞ。

委員D：考えていただいている間に1点だけ確認をさせていただければと思います。前回の条文では総合計画の条文が5条にあったと思うんです。「総合計画は、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにするもので、これを実現するために本条例の理念を尊重して実施します。議会、市役所は、総合計画に基づき総合的かつ計画的な市政運営に努めることとします。」という条文が前回はある、最高規範性の議論に関わりがあると思うのですが、今回は条文が消えているようなので、そこだけ補足をお願いいたします。

委員長：これは消えたというよりも、最高規範性の第4条のところで考えてまいります。7行目「総合計画などの計画の策定、運用及び見直しにおいても、この条例で定める内容を尊重して、同様に扱います。」ということで一応置きかえております。総合計画についても前のおり置いたほうが良いということでしょうか。

委員A：前のおり置いたほうが良いと思います。4条で言っているのは、計画は自治基本条例を尊重して策定しなければならないだけであって、今抜けたところは総合計画自身をちゃんと決めてやっていかなければならないところなので、そこが抜けてしまったら総合計画の位置づけがなくなってしまう。それはぜひ入れてほしいですね。

委員D：併せてすみません。それと関連するか判断がつかないのですが、22条には「市役所は、市民サービスの公正さを保ち、市民サービスの向上を図るために、市民と共に行政評価に努めます。」とあります。総合計画自身が協働を高らかに謳っているのに、協働の目で見るとのことと、総合計画の執行管理として総合評価に係るシステムが必要なのか、両方あると思うのですが、ここでは協働の中に入れているんですね。総合計画に関わるのか、もっと広い意味で市政全般の協働推進するためにこの22条に入れているのか、色々な解釈の仕方があって。今ある書き方のほうが解釈の幅が広いのかなと思うのですが、そういう書き方で良いのかどうかはご確認いただいてもいいのかなと、総合計画の話と絡めて。

委員長：ご意見ありましたらぜひお願いします。18条から22条までは、門

真市にとって非常に特色ある表現だと思います。それはこの委員会の皆様方から出てきた言葉を整理して並べているものです。

委員A：いいですか。

委員長：はい、お願いします。

委員A：単純に、22条の市役所の項目に入れたほうがすっきりするんじゃないかなど。ここは協働の話じゃなくて、「市役所は」ですからね。

委員長：はい、言葉としてはそうですね。これはこういうことが前提にないと協働関係ができない、不信感があるという指摘がありましたので。だから協働に入れたらいいのか市役所に入れたらいいのかということですが、市役所に入れたほうがすっきりするのであれば、市役所のほうで。8ページの12条から始まる市役所のほう、こちらに移すかということですね。

委員A：よろしいですか。

委員長：はい。

委員A：今日は傍聴で議員の先生方がたくさん来てくださって大変ありがたいことなんですけれども、議会・議員の責務という第10条・第11条だけすっきりしているな、すごく少ないと。私が散々言った内容をかなりシンプルにされているので。10条・11条に異論はないのですが、もう少し膨らまないかなど。この条文を見たときに賛成も反対も…どういふことを言っているのかなとなるので、今までの議論をもう少し膨らまして入れたほうが良いんじゃないかと思います。「議会は市民と意見交換する場を設ける等、市民が参加しやすくするとともに、開かれた議会運営に努めます」、そうなんですけども、議会だけでなく、11条に書かれているのですが、議員さんは議会の内容の報告を別途市民に行ったり、市民の意見を聴いていくことが非常に大事な職責のような気がします。それがここでは語られていないような気がするんですよ。この2つの条文はそうなんですけども、議員単独で情報発信したり市民意見を吸い上げたりする活動を謳ってほしいということなんです。

委員長：ここの11条の言葉は、時間的にかなり意見交換をしたような気がいたしますけれども、いわゆるそもそもの役割ですね。議会報告とかの発信等をここできちんと入れたほうが良いということですね。

委員C：それに関連してですね、この委員会に議員さんが加わってらっしゃらないので、市民がこんなことをしたい、できるというのが入っていると思うんですね。市役所の方も同様のことを言っているんですね。議員さんは一切それが入っていない、議員さんのしたいこと、できることが入っていないので、どうしますかという。

委員長：この条文自体が市民委員会で、議会・議員に対する思いがあって、条例の中で市民とどう共有するかということが前提となっています。仕組みとしてそもそもこの委員会自体が市長のもとで立ち上げられて、大きな方針をここでは語っておくということです。で、門真市さんでこれから議会はこうしたいという思いは、議会基本条例の中でおそらくつくられるのではないかと。

委員C：そういうものがつくられるのですか。

委員長：どこまでいくかはわかりません。議会は議会として主体的に宣言していくしかない部分もあるかと思います。

委員A：それは違う。これは自治基本条例ですから、市民も行政も議会も中に全部入っているんですよ。議会は別でという話になった場合、一気に最高規範としての地位を放棄してしまう。

委員長：別ではなくて、ここでは議会のあり方の基本的な方針を語るということです。それが自治基本条例の意義です。

委員A：それでしたら、条文のどこかに議会基本条例を別途定めるだとかいう項目をぜひ入れてほしいですね。

委員E：すみません、よろしいですか。

委員長：はい、どうぞ。

委員E：以前の検討部会の中で意見を言わせてもらって、その中でもたくさん

あったので、今回自治基本条例が最高規範であるというのは認識としてはっきりしたと思うんです。それであれば、28条の最高規範の実施状況を評価するのは、日本国憲法の実施状況を常に評価するというのと一緒じゃないですか。それをこの中に盛り込むのはどうなんだろうと思います。

委員A：憲法の改正要項があるみたいなものだと思いますけどね。

委員E：改正そのものは良いのですけれども、常に実施状況を評価する…最高規範であれば、今の第5次総合計画が終わって総合計画が変わっても、変わるものではないと思うんです。ですから、総合計画を実施するためのものではない、それよりも基本的なものであるという認識のもとで考えれば、これを基本においておくのはもちろんなのですけれども、自治基本条例の中に推進委員会を設けてその都度実施状況を評価していくという条文が入っているのはどうなんだろうとすごく疑問に思うんです。

委員A：それは、自治基本条例が正しいかどうかというよりも、条例が市民・議会・行政でちゃんと運用されているかを実際に評価していく組織をつくっている。その中で、実際にこの条例はおかしいなということであれば、改正の手続きになるということ。

委員長：これは他市ではどうかというところもあるのですが、例えば職員の責務で15条・16条がありますが、その運営がちゃんとされているかどうかチェックする役割がこの評価になるかと思うんです。協働もそうですが、自治基本条例に書かれたとおり協働が進行しているかどうかをチェックする役割を果たす委員会を指していると思うんですね。この最高規範が守られているかどうかを絶えずチェックする必要があるのではないかと思うのですけれども。

委員F：すみません、ちょっとよろしいですか。

委員長：はい。

委員F：この自治基本条例というのは、市の基本的なルールなんですよ。これに基づいて総合計画とか他の条例もできているということにするんですよ。ですから、この条例を見るのではなくて、この条例に基づ

いてつくられた総合計画とか他の条例をチェックするという意味なのですか。

委員A：それも当然含まれていると思います。

委員F：そういう委員会という認識でよろしいですか。

委員D：ちょっと補足をさせてください。自治基本条例の中、総合計画の評価が少し抽象的に書かれているのですが、軸足が3つあると思うんですね。

1つは総合計画の評価、これは施策評価の委員会とかが立ち上がっていきまして、私も関わっているのですが最終的には市民の方も入れて、総合計画の協働が進んでいるとか、あるいは総合計画自体が自治としてどうなのかということをチェックしています。総合計画の評価が1つ。

それから、コミュニティの話が25条あたりに出てきていますが、協働というと地元で市との協働ですとか、自治的な活動ができているとか、それを邪魔するものはないとかということを確認して、市政のほうで改めるところは意見を言うていくような会合が必要ではないかということで、25条～27条のあたりにまとめてお書きいただいている部分があると思うんです。協働・コミュニティに関することですね。

その2つを踏まえて最後に、今ご指摘いただいた28条ですけども、これは自治基本条例、先生もおっしゃっていた最高規範ですとか、ご意見がありました議会と市役所と市民の関係がいいのか、ウィークポイントがどこかをチェックして、条例を次に書き改める場合については論点整理をして書き改めるということになるかと思います。そういったことを行う委員会が28条の機関かと思うんですね。

軸足は大きくこの3つで、それぞれが役割分担しながら自治と協働あるいは自治基本条例のあり方についてチェックをしていくというふうな風に理解をしています。

委員C：ということは、3つ協議会をつくるということですか。

委員D：1つ目の総合計画はここには書かれていないのですが、3つの軸が自治基本条例にもあると思いますので、それに合わせた委員会のうちの2つがここに記載されているということだと思っんです。重複はする

と思うんですね。市民の方に参加していただくということなので、言っている内容はやっぱり教育だとか、生活保護だということで課題は共通していくと思うのですが、どこに持っていくのかというポイント、総合計画で反映させるのか、市政運営やコミュニティのあり方にはね返していくのか、自治基本条例の改正で例えば強力な権限を与えるという話になるのか、という話は28条関係なのかなと思います。役割分担しながら議論していくのだらうと思います。今条文を見る限りはそういう設計なのかなと思います。

委員長：最後の条文の推進委員会自体は、ここで詳細を決めることは難しいので、いわゆる方針とか方向性を決めるものだと思います。総合計画で目指すべき指標を出していますので、これが評価の基準になると思いますし、自治基本条例のほうはルールですね。自治とか協働とかのルールが守られているか、推進されているかに比重があるのかなと思います。ただ、現実問題として明確に住み分けできない部分もあるので、その点は別途推進委員会を設けながら協議されるしかないのかなと思いますが、書くべきポイント・方向性はちゃんと書いておかないといけないので、含めるべきだという点がありましたらご指摘いただきますようお願いいたします。

今コミュニティとか25条以下の話が出てきましたので、それも含めましてご意見ありましたらよろしく願いいたします。

委員G：すみません。

委員長：はい。

委員G：この間、第9条の子どもの権利について、義務はないのかなという話をしたんですけども、子どもも権利だけではなく義務、例えば仲間をいじめないとか、まじめに学校に行くとかいうものを書いておいたほうが。自治基本条例を学校でも取り上げて勉強してもらいたいと思っているので子どもは権利ばかりとなったら、最近学校でいじめも結構あるので。思いやる気持ちと、まじめに学校に行って勉強している子ども達の優位を与えておいたほうが、子どもを含めたみんなのための決まりになるのではないかと思います。

それと議会・議員の責務の10条ですけども、議員は別にして議会というのは、開かれておらずわからないところもあります。開かれたものを目指すのではなく、全部見せるということでみんなが興味を持

って、審議体制ですね。市政に参加したい、コミュニティに参加したいという気持ちも出てくるので、その議会がすべてオープンにできる形の文を。議会基本条例をつくったら良いと言いますが、議会基本条例をつくるのは議会の先生方ですから我々が参加できませんので、開かれたものにしてみんながわかると。開かれることが市政・コミュニティに興味を持つひとつのきっかけになると思います。この2点を全般を見て思っています。

委員A：先ほど私が議会と議員のところで途中で替わってしまったので。第11条ですけれども、門真市全体の代表者ということを明確に。下の説明文は書いているのですが、説明文は条文に入らないので。門真市全体の代表者として活動してもらおうと。団体の代表ではないということなんですよ。

委員長：表現として11条の「議員」を、「議会もしくは議員」という表現にするということですか。

委員A：「議員」ですね。

委員長：それは11条で書いているのですが…これはよく議論に出てきたところですね。

委員A：「市民全体の福利を念頭に置く」だとかいうことですね。全体の代表者と言われればそれまでだから、各政策の案件について全体の福利を念頭においてやってほしいという思いなんですけれども。良い言葉は出てきませんが。全体の代表者がどういうものかというのをこの場で議論しないといけないんですよ。この間議会を傍聴しました。新人議員も来られています。席を傍聴席から見ると、右から公明党、自民党、共産党となっている。横軸はそうです。縦の軸は、前の方が新しい新人の方。きっと当選回数なんですね。なぜこんな座り方をするのかと私自身は思うんです。単純に。今回当選したのだから、ばらばらでいいじゃないかと。ただ、唯一根拠があるとしたら、得票数の順番で好きなどころに座るとか。ああすると、どうも議員の代表みたいになってしまう。そういう思いが私にはあります。この文章には書けないが、そういう意味があるということを理解して書けたら。例えば、先生方の部屋があって、会派ごとにいる。なぜ会派ごとに集まるのかと私は思っている。会派ごとではなくバラバラに座って、月に1回でも変

わってコミュニケーションして欲しい。先生方同士で議論をして欲しい。どこにどの先生がいるかというのを明確にした方がいいと思います。国会だったら野党・与党があって政策があるけども、地方議会も会派とかではなく、一人一人が選ばれたから自分の考えでやって欲しいと思います。そんな難しい問題はないんですよ。それが私の思う、門真市全体の代表者です。全体の福利を考えるというのを目に見える形とするなら、席だとか部屋とかいうことも変わってきます。入り口としてそういうことをやれば目に見える。良いか悪いかわからないが私はそう思います。もっといいですよ、例えば今議会には、3委員会あります。議員22人を三つに割っている。それだったら、全議員入ってしまったらいいんじゃないでしょうか。時間の無駄だし。皆さんその間、たくさん待機している。そういうのをやめて、市役所の部長さんレベルが対応すると。細かな話がわからなければ今来てくれと電話で呼べばいいと思います。ずっと待機していて、何も言わない人がいっぱいいる。逆に言ったら、もっと大きな話をして欲しい。そこで結論が出るはずですよ。細かな話は後です。私は今回見た時そう思いました。一つ一つの言葉の中に、そういう意味が含まれているということを本当は議論しないといけない。

委員H：すみません。

委員長：はい、お願いします。

委員H：すみません。今までの話とはちょっと違うんですが、市民の中に、事業者も市民であると言っているのに、事業者について触れられていないと思うんですね。やはり、事業者についても、責務か義務かわかりませんが、一緒になって門真市をよくしていこうという部分が必要なのではないかと思います。後、先ほどもおっしゃられたとおり、子どもの義務というのがやはり必要なのではないかと思います。子どもがきちんと義務を果たすのは、親がそういった子どもを育てる責任があるんだと思いますけど、やはり、小さい頃からそういった義務を果たすということを考える子どもになってほしいと思うので、やはりこの部分では含めていただきたいと思います。議会の部分なんですけれど、今現状、行政と議会の立場と言ったら変ですけど、私が感じるのは議会は、行政のチェック機関というのはすごくわかるんですけど、一緒になって市をよくしていこうとして、一緒に新たな政策を考えようとする姿勢が感じられない部分があるので、行政がしていることを

チェックするだけではなくて、新しい政策を一緒に検討していくという部分を入れていただきたいと思います。

委員A：追加ですけど、議案が出たときに、市が提案したことに、反対の議員さんは反対するけど、賛成の議員さんは、賛成ということでしたら、なぜ賛成なのかということを書いてほしいです。見ている限り、反対の意見というのは活発に出るんですけど、他の議員さんは賛成なのか黙っているのかわかりませんが、裁決に移ったら、反対がすごく少数なんです。それなら、もし本当に議員さんなら、賛成なら行政側に立って堂々と言ってほしいんです。もっと議論する議会になってほしい。

今のままではあんまり議論してなくて、反対意見が出て儀式的になってしまっているんです。事実かどうかはわかりませんが、見た感じですよ。

委員C：議会改革って言うのは、ものすごく難しいんですよ。今までやってきたことをそのままやるほうが、議員さんも楽です。だから、そこはもっと議会が活性化しないと門真はよくならない。申し訳ないですけど、議員さんのレベルをもっと上げて、丁々発止と議論をして個人の意識で動くようになってもらわないと、門真市は絶対変わらないと思うんです。それをここで謳えるのかどうかです。でも、別にするとしたら無理です。100%変わりません。

委員B：議会条例の内容については、われわれは関与できるんですか？よその町は議会条例を作っているところが結構あって、いいのも結構あるんですよ。このことに関しては、われわれは関係ないということですかね？

委員長：それぞれの自治体の作り方にもよりますが、大原則は議会条例の編成過程も公開にしていくということだと思います。

委員A：それは議会条例も行政がこういう集まりを作って、議会のほうが認めてくれたら普通にできるのではないですかね。基本条例のような最高規範をここで話させてもらえるんですから、その下の議会条例くらい市民も行政も入ってするのはどうってことないんじゃないですか。

委員B：今までの議会の中で公開といっている先生もいらっしゃるんですが、

公開しないようにしてわからないようにしている先生もいらっしゃる。まして、われわれは興味を持つと思ったら公開してもらわなくては どうにもなりません。だから、そのへんのこともこの中で謳ってもらって、そこから始めないといけないのではないかと思います。

委員長：議会のことはまた改めて書くということで。協働の基盤形成のところでは、市民、議会、市役所が互いに、見えやすく相互理解が深まるようにとか、そういう言葉とか。

委員A：だから、そのへんを含めて、その辺の思いをもっと強烈にですね。

委員長：議会は議会のところでそうしたことを強調して、重複した内容であっても記載するということがよろしいですか。

委員A：議会のほうは自助能力がとかね。今回でも、新しい議員さんが参加されて、そういう時でも新米みたいな扱いされて、各部屋に行っても大先輩がどっしりとして、小さくなるということでは、せっかく新人がやっていることの芽をつぶしています。だから、若い人が意見を言って、そういう会派はバラバラにして、みんなが会派を超えて話し合うというのがね。きっと議会の先生がこんな話を聞いたらそれは無理だと言うでしょうが、それはやっぱり違いますよ。いいものを作ろうとすると時は、ちょっとみなさん自分も傷を負ってくださいということです。現に今日、先生のほうから資料をたくさんくれましたよね。そういうことで発信されているわけです。そういうことを市民の間でよしとする。議会の先生はそういうことを発信するのは当たり前なんだという風潮を作っていくんです。何も発信しない、発言しない、賛成討論をしないでは、何なんだ。議員ですよ。議員といたら専門職です。こんなこと本当に言いたくないですが、自治基本条例、われわれ市民が集まってやっていますけど、なぜ私たちがこんなことをやらなくてはいけないんですか。給与をもらっている議会の先生たちが、みんな集まって、自治基本条例をつくらうとなってやってもらっているんですよ。そう思いませんか？それでいい案を作っていますね。そうは言っても、私たちはこういう機会を与えてもらえてありがたいですがね。こういう場がなかったらこれも言えないですから。行政のみなさんが、こういう機会を与えてくれるということが、だんだん増えたのでいいということです。だから、議会のみなさんもぜひ、いい方向に乗っかってきてください。というのがお願いです。

委員長：今、議会の話も色々ありますが、コミュニティ推進協議会の件についてとかはいかがでしょうか。

委員H：24条の地域自治、コミュニティの部分なんですけど、このコミュニティについて考えた検討部会で、検討させてもらったと思うんですが、その時にボランティアであるとか、自治会のことであるとか、ある程度、ここにいらっしゃるメンバーが知っていることについては、意見言われたかと思うんですが、実際に、例えば、自治会の会長さんのお話を聞くとか、実際にそういう活動をされている方の本当のところは私たちは全然わからないと思います。その部分を知らないのに、コミュニティ協議会のようなものを立ち上げるというのを簡単に書いてしまうのはどうなのかなと思いますので、もっと、今現在どんな自治会があるとか、どんな活動をされている方がいらっしゃるのかということ、知る必要があると思います。

委員長：これについては、委員のどなたかからの発言から出てきたものでして、条文に入れました。ここのメンバーの選び方は私が選んだわけではないのですが、いずれにしても、こういう市民委員会を設けて議論しなければ叩き台ができませんので。

委員B：自治会の者として言わせてもらおうと、ひとつは行政の下働きみたいな仕事は嫌ですね。自治会で考えた運動会とかはしますよ。しかし下働きみたいなものもさせられていまして、心外な部分があります。例えば、一番悪い例を挙げますと、園部さんが当選したときに、所信表明に関するお詫びの文書を配れと言われまして、配りに行くとき、非常に嫌な思いをしました。

あくまで自治会は自分達で決めてするところで、先ほど言いました農民達が自分達で決めてやってみたいに、そういう組織じゃないといけないと思うんです。お祭りとか運動会とかはしますけど。行政の下働きみたいなことで、何々協議会のお金を集めて来いとかですね、下働きみたいに使われることが結構あるんです。やっと3年前くらいから広報はシルバーさんが配ってくれるようになりましたけど、あれだけでも、家に広報が何百枚と来るんです。それを仕分けして配る作業を、われわれは一年に二十なんぼか知りませんがもらってやってましたけど。私は、自分達でやっていくという形に持つていくために、もっとやらなくてはいけないと思います。この、コミュニティとか、いい名

前はついていますが、機能するかはわかりません。104つくらい門真の中に自治会がありますよね。その中の運用の仕方もめちゃくちゃなところもありますし、機能していないところも結構あります。それを立て直していくのにどうしたらいいかなど。ちょっと考えていかないといけないと思いますね。機能していないところ結構あります。自治会長が変わっていないところもあつたり、それもまた問題ですよ。自治会費の使い込み事件が起こっていたり、結構不正がたくさんあるんですよ。そういうのを全部オープンにして、みんなこういうものだとわかっていったほうがいいと思いますし、何年か前にあった、市の係長さんがクビになった話がありましたけど、ああいうところでも、古い体質が自治会の中で残っていた部分があったと思うんですね。だから、コミュニティって一言で言いますが、そんなに簡単なものではなくて、本当に一体コミュニティ推進協議会って何するのかと思うんです。きれいな文章書いてますが、実際これは運用は難しく、つめていくのは大変ですよ。

委員D：ちょっと思い出していただければという趣旨で簡単にお話しますが、以前議論していただいた中で、いくつか出てきたのが、若い方が参加しにくい、参加していただけないという話が出てきていたと思います。それと、マンション暮らしの方々は、なかなか地域の仲間に入っていない、あるいは、そこで暮らしているお年寄りの方々は、特によくわからないところがあるというところが問題として挙がっていたと思うんですね。そういう人たちを含めて地域活動をどういう風に活性化していくのか、一部の人たちだけに頼らないコミュニティ作りをやっていくのかということ課題として出ていたと思います。もうひとつ出ていたのは、地域格差ですね。少し裕福な場所とそうでない場所の格差が大きいという話も出ていたと思うんですけど、そういう問題を捉えて解決していく道具立てとして、こういうコミュニティ推進協議会みたいところで少し議論して進めていく、あるいは行政に公民協働課がありますので、サポートしていただくとかですね。そういうことを議論する舞台として、こういうことがあってもいいのではないかということだと思うんですね。そういうお話を課題とマッチさせて、考えていただくといいのではないかなと思います。少しでもコミュニティがよくなる方向に使っていただければということだと思います。

委員B：校区でも、結構学校の中でやっていることで、例えば、民生委員さん

も含めてやっているんですけど、結構民生委員さんが活動してくれたらよくなると思うんです。かなり色んなことを知っていらっしゃるし、役所とのパイプもありますし。サポートという意味では、そういう方に頑張ってもらいたいんですけど、その辺の機能性というのも個人差がかなりありますし、民生委員さんの選び方自体もわからないんですが、そこら辺も含めて考えていけないのかなと思います。あの方たちが一番中心になってやってくれるような気がします。

委員A：このコミュニティは現状の自治会というのは、解決するのはかなり難しい。どうしたらいいのかということで、新たな自治組織や、今色んなコミュニティがあります。そういうコミュニティから、新たなコミュニティを作っていくかといけないという協議会みたいなものをつくってやっていかないといけないのではないかとというのが、この意味だったんですね。だから、今の自治会というのを何とかしなくてはという話で、若い人たちが入りやすいような、色んな今ある協議会とかをネットワーク化して、新たに活動していこうという意味だったんです。そういう趣旨の条項です。

委員D：内容については別に検討するけれど、とりあえず、最初の入り口だけはここに書いておこうということだったんですね。

委員A：それで、コミュニティ推進協議会があるということですね。それはそれでいいじゃないですか。

委員B：今までと違うということだったら、これはいいでしょうね。

委員長：私としては、説明のところで書いているつもりだったんですけど、条文として何を書くかというところで、大体課題をこういうコミュニティ推進協議会で共有して、行動計画を作ってどういう風に動くかということかと思いますが、あくまでも、画一的に当てはめるものではなくて、自主的に作れるところから作っていくということが原則かなという話し合いもあったかと思いますが、したがって、組織の作り方や運営の仕方については、それぞれのところで自主的に立ち上げていくしかないのかなというところもあり、また、個々に議論していくと特別な議論になってしまうし、それよりも別途条例等で定めて、その時にまた、推進協議会何々検討委員会のようなものを作って、その中

で慎重に審議しながら、運営、組織のあり方というのをどういう風に行っていくのかという条例案づくりを、また別途行っていく必要があるのかなと思います。ここで詳細は定められないので、方針とか守るべき理念とかそうしたことを盛り込んでいくのであればご指摘をいただければと思います。

委員 I : すみません。よろしいですか。このコミュニティ推進協議会についてなんですが、自治基本条例に入ってしまったら、必ず組織しないといけないということになると思うんです。今のお話を聞いていたら、今後、設置するところとしないところというのが明確にされていない。そういう中で、これを必ず設置しないといけないような書き方になっているんです。これでは、絶対につくらないといけないとなっている。地域的にも出来るところと出来ないところがあると思います。

委員 A : そうではなくて、これは門真市にまず、一つですよ。地域的に出来る出来ないとか、自治会に作るのではなくて、門真市に一つ、コミュニティ推進協議会があって、そこがまとめて、その中に自治会とか連合も、PTAも入ってくる。コミュニティとして存在する色々な団体の全部のネットワークとして集まって、そこで協議しようということで、一つです。

委員 I : 下の説明文には小学校区の単位を原則に、地域によっては中学校区の単位に考えられますと具体的に書かれているので。

委員長 : その程度のものは、私も門真がどういう方針なのかわかりませんが、多くは小学校区を単位に、中には中学校区を単位に作る場合もあります、そういうのが傾向的には多いと思います。

委員 C : コミュニティをどういう範囲で作るかということも推進協議会で協議しないといけないということですね。だから、今の自治会組織というのが、だんだん機能しにくくなってきていて、入らない人も増えてきて、20年間ずっとやってらっしゃる方がいたり、新しい人が入ってきてにくいとか、色々な問題点があるんですよ。ですから、新しいやり方を模索しないと、このままずっといくというのはちょっと難しいのではないかなと私は思います。

委員 I : もちろん、自治会入っている人も少ないとか、本当にそうですね。下

の説明文を見たら何でも作るという感じで書いているのでね。

委員B：ちょっと説明不足ですね。

委員A：以前話し合ったときは、確か推進協議会が一つあって、今の自治会場が一つあったのを、やっぱり2つ、3つ合わせたもので新しいものを作ったらどうかなという案があったと思います。推進協議会は一つでしょ。

委員C：門真のコミュニティづくりをどうするのかというのを協議する場所なのではないですか。コミュニティの単位をどうするのかというのは、そこでまた協議するということを明記しておいた方がいいということですよ。

委員B：今でも校区理事というのがいて、小学校区を仕切ってますから、そのような方が地域のコミュニティに入ってくるのでしょうけど、協議会というのは一つだけのものでしょ。一つだけじゃなかったら逆におかしくなるでしょ。

委員A：たくさんだったら、きっとそれを束ねる何かがありますからね。

委員長：ちょっと整理させていただきたいのが、門真がそれでいいなら、それでいいんですけど、私が考えたのは、今、一般的な大きな動きとして、小学校区単位とか中学校区単位で、コミュニティ運営協議会とか、推進協議会という名称のものを設けて、自治会とか、NPO、民生委員さんが集まって協議して、課題があればどういう風に役割分担して連携してやりましょうかと話し合う場が出来ているのが一般的かなと思います。大体は全地域画一的に作るのではなくて、自主的に課題解決できないからこういう協議会を作りますというところから立ち上がったというのが大きなスタイルかなと思います。

委員C：ということは地域格差が出て来るということですね。

委員長：地域格差は、出てくることは出てくると思います。

委員J：会議する場所がないんですよ。ただ、地域だけに任せようとする、自治会館というのは葬儀とか老人の方の集まりしか出来ていないんで

すよ。そしたら、やっぱり市役所の人にいてもらうとか、例えば守口とか豊中の会館なら、市の方が常時おられるから、全部把握できるんですよ。今は、校区理事だけですよね。校区理事も仕事をされているから、わかってないこともあるんです。ですから、出来るだけコミュニティを、全員が一つの場所のできるようにしてほしいです。

委員長：コミュニティに色々な課題があるので、市全体として考える場所を一ヶ所、持ちましょうということですね。

委員B：実際のところ地域のことは校長先生が仕切ってますので、校長先生が一番苦労されてますね。

委員長：2回目か3回目で、池田市のコピーを配布しながら議論した時、池田市は小学校区単位を前提にしておりましたので、大体方向性としてはみなさんの同意を得られたのかなと思っていました。では、これは前端的に方向転換ということで、まずはコミュニティのあり方を考える場所を設けるということですね。そういう方向でいきたいと思います。

委員C：何かご意見があればお願いします。

委員長：ぜひ、違うという意見もあればお願いします。あるいは別の論点でも結構です。まだ、ご意見を言っていない方とか。検討部会自体が、今日を除くと8月になってしまうので。

委員K：コミュニティに関してなんですが、前回も言ったんですが、現状のコミュニティで、自治会とか、PTAとかあるんですが、やはり、どうしても自治会関係の方とか、PTA関係の方に偏ってくるんですね。例えば、お子さんをお持ちでない若い方というのは、ほとんどがコミュニティに参加されていないというのが実態なんですよ。そういう人たちをどのようにして、引っ張り込むか。それはまず、市民の意識の問題ですよ。まず、門真市の市民であるなら、何らかの形でコミュニティに参加しなさいとか、そういったひとつの持ちかけというのでも必要かなと思います。でないと、コミュニティを、こういう風に作りましょうといっても、なかなか参加していただけないというのが実状です。だから、先ほど若い人が入れるようなものにしないとイケないと、と言うのは簡単ですけど、実際はしんどいです。実際、コミュニティを作っても運営が大変です。それは格差の問題もあります。

ど。やはり、今の現状を打破するためには、一応書いてあるんですが、もう少し住民の意識改革がポイントになるのかなと思います。

委員J：自治会長の年齢制限ではないですけど、何年もやってらっしゃって、30年くらいやっておられました。この間、身体を壊されて、やめるということになってました。それでは、若い方の参加ができてにくいと思うんです。色んなことで話させてもらうんです。地域通貨のこともあるんですが、それを話しても、ちんぷんかんぷんでわからない、やっても一緒だと言うんです。例えば、体育祭のときに地域通貨を商品の代わりに渡すと言って、説明しても納得してくれないんです。やっぱり、若い人だったらある程度理解があると思うんです。やっぱり、斬新な考えでいかないとだめだと思います。別に年齢制限ではないですけど、もうちょっと短期間で変わっていくようにしないとだめだと思います。

委員C：短期間で変わる体制というか、長いことやっている、新しい人にたいして、わからないんだったら、もういいよという風になって、それでもうちの地域には結構言う人がいてたんですよ。そしたら、除け者にされてしまって、うちの地域にだけ連絡がなくて、行かなかったら何してるんだとなってしまう。そういうことが起こってくるんです。そういうことが起こらないシステムが必要です。新しいコミュニティを作るのであれば、若い人がどんどん入ってきて、活性化して斬新なアイデアをどんどん出してというような形が出来るシステムにした方がいいと思います。

委員長：そういうことを、市全域で考える協議会を作るということですね？

委員C：はい。そうです。

委員L：門真だけじゃないと思うんですが、地域的には外国の方がたくさん住んでいらして、そういうところの自治会の方って、コミュニケーションを取るのとか、すごく大変だと思うんです。そういうのが一番心配です。どういう風にしていくのかなと思います。どうされているのかお聞きしたいです。

委員M：いいでしょうか。そのコミュニティというのは一ヶ所限定なんですか。それを具体的にここに明記するということですか。

委員長：一ヶ所限定ではなくて、門真市のコミュニティのあり方、仕組みのあり方などを含めて、検討する場を市全体で推進協議会というものを設けるということですね。そこから始めないといけないということです。

委員M：一箇所とか複数とかはこだわらないということですね。

委員長：それは推進協議会で検討してもらおうということです。

委員C：コミュニティ限定のこういう会をつくろうということですよ。

委員M：ということなら、この中身は特に変える必要はないんですよ。

委員長：変える必要はない部分も多いと思いますが、ただ同じ文章を書いても想定が違うので、解説とか表現を明確にしといたほうが良いということですね。

委員C：色んな取り方ができるようではちょっと困るかな。

委員M：別で定めるとなっているので、骨組みとして、色んな取り方はできてもいいのかなと思います。具体的なことは別の条例で定めたらいいだけなので、あまりに固定化しすぎると自由がきかなくなる側面もあるのかなと思います。

委員C：ちょっと言っている内容が理解できないんですけど。

委員A：今この文章で言っているのは、コミュニティ推進協議会をつくりましょうくらいのことですよ。ただ、26条27条を読むと、この文章の感じからいうと、コミュニティ推進協議会は複数個あるように読める文章なのでそこだけを直しましょうということですよ。だから、今固めているのはコミュニティ推進協議会を、門真市で一つつくってそこで将来、どういうコミュニティの制度がいいのかというのを協議していきましょう。そういうことについては別に定めますというのを27条に規定します。というだけですよ。

委員N：すみません。地域自治とか、9条に子どもの権利とか、色々あるんですけど。どうやってこの内容を子どもに伝えていったらいいのかなというのがある。僕は高校まで門真だったんですけど、学校で教えて

もらったら嬉しいなと思うんです。自治基本条例の勉強の時間みたいなのがあって、教えてもらったらいいなと思うんです。

委員B：そういうものがないから参加意識もなくなっちゃうんじゃないですかね。

委員C：9条にそれを入れた方がいいんじゃないですか。知る権利があるし。

委員N：このままだったら伝わらないような気がします。

委員B：学校の方に言っていったら、関与できないとか言われるわけです。だから、そこは子どもも市民だということを認識してもらって、学校のほうで教えてもらうことも必要です。今思えば、給食費を払わない家が1クラスに6人くらい統計的にいるそうですが、それをみていたら、自分の義務を果たさないと、やることをやらないということが出てくるので、こここのところにあえて子どもの義務というのを入れたいのはそこなんです。そして、わかってほしいんです。いじめたらいけない、学校に来ないといけないということだけでいいので入れてほしいです。

委員A：学校もいいですけど、しかし、何でもかんでも、出てきたから書こうというのは、みなさんちょっといい加減考えてくださいよ。これを親が見て子どもに教えるということもPRしていかないといけないんですよ。みんな、親が自分の子どもに語る。これ、難しいから、子どもにはわかりませんといいますが、親が難しい言葉を、子どもに自分の言葉でわかりやすく説明するのも大事なことじゃないですか。学校の先生に頼ってるだけじゃ、世の中なかなかよくなりませんよ。

委員C：すいません。盾突くようで申し訳ないんですけど、やっぱり学校で地域の歴史を、政治的とは関係なく日本の国のこと、大阪府のこと、門真市のことを、自分の住んでいる校区のことを勉強するというのは当然の権利だと思うんです。そこをどう門真市及び教育委員会、あと市民が考えていくのかということを知る権利があると思うんです。勉強して教えてもらう権利がありますし。で、もう一つ、言いたいの、子ども会議というのがあったんです。そこで、子どもが、門真がこんな風になったらいいなという意見をいっぱい出したんです。その意見、いくつもあったんですが、一つでもいいから実現してほしいんです。ああいう会議に出て行って、色んな意見を出して、何一つ実現しな

ったらもういいや、二度と行かないという風になりますよね。だから、大勢の子が言っていたのが、一つはポイ捨てをしないきれいなまちにしたい。もう一つは思う存分のびのび遊べる広場が欲しい。遊具も要らないんです。広いグラウンドが欲しい。この二つが私はすごく印象に残っているんです。義務も権利もありますが、やっぱりこんな風になったらいいなと思う意見を、せっかく出してくれたのに、何一つ実現しなかったら、意味がないですよ。大人はいくら言ってもなかなか聞かないですし、だから、やっぱり、子どもは今も市民ですけど、未来の市民ですから、自分達で作っていくんだという意識を持って欲しいし、持たせるのも市民と市役所の責務だと思いますね。そこをもうちょっと子どもの権利というところで謳えたらいいなと思いますね。

委員B：色んなことの意味を言える権利ですね。子ども会議があるということでもよろしいですね。参加しようということですね。

委員C：確かに義務も謳ったほうがいいかもしれないですね。そこをちょっと勉強する義務はあるかなと思います。

委員B：やっぱりいじめが一番嫌ですね。一度、つまずいたら学校に行けなくなりますからね。

委員長：他にまだ、意見をいってらっしゃらない方、お願いします。

委員O：こどもの権利・義務について言いますと、前の議論でも出てたと思うんですけど、例えば、ボランティア意識とかをどうやって根付かせていくということで、その時僕が考えたのは、子どもの頃からそういう文化を教えるとか、触れさせる機会を与えるとか、ボランティアなどで義務にしたらおかしいんですけど、そういうのを、こののところに含めていったらいいのかなと今思ったんですけど。

委員C：奉仕と感謝の気持ちをしっかり味わってもらいなね。ボランティアって結局それですからね。

委員O：私は義務のことについて触れるのも、入れるのも賛成です。

委員長：他の面でも結構ですので、あればぜひ。

委員P：ちょっと話題が変わってしまうんですけど、さきほどおっしゃったように若い人が自治に関わらないというのが一つの大きな問題だと思うんです。若い人を如何に自治に巻き込むかというところ而言えば、多くの方は子どもの成長に従って、地域に関わっていくという段階を踏んでいくと思うんですけど、20代や子どもを生まない方々でも、仕事を通して地域に関わっていくことは出来ると思いますし、きっかけがあれば、それを楽しめる余裕も20代30代の方々にはあると思うんです。そういう面而言えば、事業者の役割明記というのは非常に大きいと思うんですが、市民という定義の中で書いてあるので、全ての市民というところを事業者に置き変えて読めば、それを理解できないこともないんですが、なかなか事業所が置き去りにされているのかなという感じが否めないかなと思います。一方で、事業所のほうに何かを求めるのではなくて、例えば、地域自治・コミュニティに関する状況の中で、地域の自治には事業所が参加しやすい環境を醸成するよう努めるとか、地域で環境をつくっていきこうよというような文言が、もし良い物ができれば、組み込んではいかがかなと感じていました。

委員長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員Q：子どもの権利に関してなんですけど、先ほどからお話があるみたいに、これまでの会議でも、そういう子どもの成長とか教育に関しては、かなり関心が高い話題だったと思うんです。自治基本条例にしてしまった時に、特に教育に関しての記載というのは、子どもの権利のところくらいになってくると思うんで、さきほどちょっと意見もあったことなんですし、個人的な意見なんですけど、大人や地域として子どもを見守っていく責務があるということ、記載があったら嬉しいかなと思うんです。さきほど、こども会議があって、意見があったのに、実現されなかったら意味がないというのがありました。それはやっぱり大人側、地域や市役所、市民とかが子どもを見守って、意見を取り入れることを検討する責務があるということだと思うんです。だから、そのような記載があってもいいのではないかなと思いました。

委員長：まだ、今日発言されていない方、ぜひ一言お願いします。

委員R：ちょっと内容が横向きにそれるかもしれないんですけど、自治基本条例ということで、さまざまな話があったんですけど、市の最高の規範だということなので、どこまで盛り込むかがなかなか難しいところで

すよね。盛り込む内容については、これまでの議論の中で、色々盛り込んできたと思うんですけど、その中でまず前文というところ、黒のかぎ括弧してますね。後、目的とか定義とかという形で、それぞれ条文だけではわかりにくいので、市民の方がわかりやすくするためにも、この部分は絶対必要だと思うので、これをなるべく節目でたくさん設けたらいいのではないかという意見です。もう一つ、全体像に関わってなんですけど、目的の中に、市民、議会、市役所という部分、これが必ず出てます。その中で、議論があったかわかりませんが、定義の2条なんかの所では、市民、市役所の2つが書いてあって、議会については抜けてるんです。ということから言うと、目的にこの3つは常に掲げているものなので、ここにこういったものも入れとくべきかなということもあります。それと、この会議では小見出しといいますけど、この見出しの整合性というのにもちょっと気になった部分がありまして、例えば7ページあたり、市民の権利と義務という形で出ています。ここで、市民、議会、市役所があるんですが、市民は権利と義務、議会は議会議員の責務、市役所は市役所の責務、職員の責務となっています。権利と義務と責務という言葉の使い方が、もうちょっと整合性があつたほうが最高規範としていいのかなと思います。

委員長：これは私のほうの単純なミスです。全て権利と義務に直そうと思っています。以前、責務という言葉は使わないほうがいいという意見が出てきました。訂正を忘れていました。ご指摘ありがとうございます。

委員R：それと、もう一点、最後になんですけど、10ページあたりからなんですけど、ここまでの9ページあたりまでは、名詞に何々の何々、例えば職員の義務、議会の責務という形で出てるんです。でも、10ページから、広域行政、協働の基盤推進とかいう風になっているんです。ここで広域行政という形にするのか、広域行政の推進という形で持っていくのか。広域行政としたのなら、次の小見出しでは、例えば公民協働というような形で、名詞でくくってしまうのか。というような部分でいきますと、次の11ページから住民投票、地域自治というような形で名詞になっている。だから、住民投票の実施、地域自治の情勢というような形がいいのか。そういったところが気になりました。もう一つ、それぞれの条例の中には、今回、あえて説明を色々乗せていただいて、読んでいてわかりやすい叩き台になっていると思います。われわれも法律とかを見る時には、逐条解説というのがあって、その逐条解説を合わせて見ることによって、より一層法律の理解が深まり

ます。これは最高規範ということで、すべてのことを盛り込むのは出来ないと思うんです。おそらく、理念性という部分で、下に繋がる条例とかに委ねる部分が出てくると思うんです。先ほど言っていた議会の条例とかも出てくると思うんです。その中で、何か出来る限り、逐条的な考え方というのが、示せるかどうかはまた議論していただいているんですが、そういう形のほうが市民の人が後から見たときにわかりやすいかなと思います。

委員長：ありがとうございます。その辺は説明の書き方ということで、またどういう書き方が読みやすいかということで議論していきたいと思えます。広域行政、広域行政の推進とか、いくつか形式的な表記の仕方でご指摘いただいたので、大変参考になります。他に何かご指摘ありませんでしょうか。

委員K：ちょっといいでしょうか。24条で、市民は安心して安全に住める地域自治というところで、今まで門真で5次の総合計画でも安全で安心というような文言になっていたと思うんです。今、全国的に両方あります。門真は確か、安全で安心という風になっていたと思うんです。

委員長：はい。門真方式に統一させていただきます。これは、自治体でも順番が色々ありますので門真方式に変えさせていただきます。

委員D：書き方は一応2つですね。安全・安心か、安全で安心な暮らし、まあそういう書き方がありますね。

委員O：すみません。ちょっと内容の話じゃないので、適切ではないかもしれませんが、前文の後のほうに載せていただいている、市民憲章とか美しいまちづくり条例などを見てましても、内容的にすごくいいですし、このままでもいいのではという内容に見えるんです。ですが、この市民憲章とか、まちづくり条例というのはあまり市民に知れわたってないと思うんです。ですので、この次につくる自治基本条例をどういう風に広めていくかとか、浸透させていくかというのが、次のステップだと思うんですが、そこも、ちょっと考えられたらいいなと思うんですけど。

委員C：そういう項目も入れたらいいなということですか。

委員O：さっきおっしゃってたみたいに、学校で子どもに教えるとかそういうのをいれてしまうのも一つかなと思います。

委員C：そうですね。入れてしまった方が有効に実施しやすいですね。どちらかというと、子どもから親のほうが良いのかなと。

委員長：協働によるまちづくりの基本、第3条あたりの条文のほかにそういう文言を盛り込むということでは。もちろん括弧をもう一つつくるということでもいいのでしょうかけれども。

委員C：今まで、それができていなかったと思うんですよ。他にもいろんな条例があります。お金と時間をかけて良いものをつくっているのですが、まったく知れ渡っていないし。こちらも知る努力をしていますが。せつかく最高規範のものをつくるのだったら、それをしないといけないことが必要かなと。

委員長：それを盛り込むということですね。評価委員会もそれをしていなければ、それ相応の指摘ができますからね。

委員C：それと、前文、目的、定義、協働によるまちづくりの基本原則とあるのですが、この順番を少し工夫したほうが良いかなと思います。ちょっとわかりにくいんです。流れで入っていくような順番にしてもらえると理解が進みます。

委員長：そのあたりは今後の策定部会で見直すようにしておきます。つくらないといけない図として、それぞれの条文がどのような関係になっているかのイメージ図があります。

委員C：最高規範性はもっと前に持ってきたほうが良いんじゃないでしょうか。

委員長：そういう条文の関連図をつくって、また策定部会で入れ替えを含めて検討していてもよろしいでしょうか。

まだご意見のある方はいらっしゃると思いますが、時間の都合があるのと同時に、後ほど議長から提案があるかと思いますが、この委員会だけで決めるわけにもいかないので、広く市民の方と意見交換するにはどうしたら良いかを含めて、議長にバトンタッチいたします。よろしく願いいたします。

議長：はい。皆さんたくさんのご意見を出していただきまして本当にありがとうございました。今委員長からご紹介いただいた内容にいく前に、ひとつ事務局より次回の日程についてお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局：次回の検討部会のご案内をさせていただきます。通知をご覧ください。次回の検討部会は8月21日（日）午後2時から、文化会館1階ホールにて開催いたしますので、ご参加いただきますようよろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。それでは最後になりますが、私のほうから皆様へご提案をさせていただきます。私のお願ひです。

私たちは、門真市を良いまちにしたいという強い思いをもって、この市民検討委員会に参加させていただいております。この条例を本当に使える条例にするために、まずはこの条例を広く市民の方々、門真市全体に周知することが必要不可欠と考えております。ですので、我々がここで議論してきたことを市民の方々に発表する場をつくっていきなすと思っております。市民周知するための発表する場をつくることに関しまして、皆さんのご意見をお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

例えば回数とか、あらかじめアナウンスしてお集まりいただき、実際にお話させていただいて市民の方々のご意見をお伺ひするのもやり方の一つだと思っております。ですので、できましたら回数とか実施の方法を含めて後日打ち合わせする会を設けたいと思っております。方向的にまず皆さんのご意見を伺ひたいのは、市民の方々に広く知っていただくための発表する場をつくることに関してご了承いただけますでしょうか。

この場だけでクローズしてできたものを、議会へ審議お願ひしますというわけにはいかないとと思っております。広く市民の方々に知っていただかないといけないというのがありますので、まずは…はい。

委員A：市民に知ってもらふのは非常に重要なので否定しません。賛成です。それだつたらもっと完成されたレベルのものにしたいです。ということは、議会の先生の意見も入って、議会もこれでいこう、行政もこれでいこうという段階になって市民に出しましょうよ。

議長：ここの検討部会・策定部会の中で実際に練られた案を持って、まずは

市民全体のご意見を…

委員A：それは今までの方式で良いじゃないですか。パブリックコメントで意見をくださいということで意見をもらったら良いじゃないですか。なんにしても、私たちがここに集まっているのは行政の呼びかけに基づいているんです。私たちが直接市民に呼びかけるのは筋が違う。例えば私がすべての条例案を決めたのならいいですが、100%の人は誰もいないと思うんですよ。大抵の人は、自分の思いは50%とかで、それでも全体の意見としてこうだとなっている。それで賛同しているのですから、そんな状況で市民の意見を聞いたところでどう修復するのですか。

委員C：すみません。

議長：はい。

委員C：その市民の意見を聞くというのは、この条例を議会に提出する前ですか。

議長：前です。我々はこうやっているわけですが、市民の皆様方にはより完成形に近い形でご説明したほうが良いというお話ですよ。

委員S：おっしゃることもよくわかるのですが、逆にこれをつくっていることを知らない市民の方がほとんどだと私は思うんです。で、多くの方にこういうことを市民がやっているということを、もっと細かくいろんな場所でやっていかないと…市民が参加しようとする意識をつくるのが皆さんの意見の最終的なところだと思うんです。その意識をつくるための基本になるものであれば、ここをもっと進めていかないとまた絵に描いた餅で終わってしまうような気がするんですよ。書き方はまとまってきてすごく良いと思うのですが、ここから先が最も大事な部分だと思うので、それをしなければ綺麗なものだけど役に立たないものが出来上がってしまうのかなと。

議長：わかりました。そういう形でいきますと、皆様方のご意見といたしましては、今の段階で市民に意見を発表することに関して時期尚早だということでもよろしいでしょうか。もう少し詰めた方が良いでしょう。

委員A：時期尚早というよりも、筋が違うと思うんですよ。ここに集まっているのは行政の呼びかけからで、こういうものをつくりますということでこういうメンバーで検討して。で、私たちは、案を出しましょうということで、案を出すんですよ。私たちのメンバーの案なんですよ。全ての市民から聞いた意見を出すという約束をした覚えもない。そういうことでそれを請負ったことに対して、私たちは行政に返します。行政は、約束はこれを議会に諮りますということなんだから、諮ってくださいよ。いえることは、行政が市民検討委員会の意見だけでは不十分ということはある得ます。だからパブリックコメントを出して、いろんな意見を聞く。アンケートを出す。それは行政として、調査した結果なんですよ。総合計画でもそうしました。そういうものを持って議会に諮ってください。議会に諮ってそういうものができたとして、議会も市役所も市民も協働でできましたと市民に知らせる。先生はどう思われるのですか。おかしな話だと思いませんか。専門家として。

委員長：仕組みとしてはおっしゃるとおりですね。諮問を受けてるんですから、諮問に対して行政の責任で説明する必要がある。

委員A：議長さんも、ここで立候補されてやっているわけでしょ。

委員長：もう一つは、この会で市民の意見を聞いてみたいということで、途中だけポイントを含めて各地区で交流会を持つとかいうことはありえるんじゃないでしょうか。

委員B：それで変わってくることもあるんでしょうか。

委員長：変わってくることもあるかもしれません。先程自治会長さんの声が聞こえないという話もありましたので、会として固まったのではなくて、このポイントはどういうふうに思いますかという交流会を持つことがありうる。そういうレベルの提案かなと思っていたのですが。

委員C：集まってくれるのかなというのがまず一つですね。それと、こういうことをやっていますというのを広報なりインターネットに流して傍聴に来てくださいと。傍聴に来ていただいて、最初に提案しようと思っていたのですが、傍聴にこられた方にも発言のチャンスを、いつでもいいわけではないですが、議長の権限で時間の許す範囲で意見をいた

だく。あと来られている方にアンケートを書いてもらって出してもらおう。交流会をやったところで、前そういうのをやったんだけど、10人集まらなかったですね。なので、今こういうことをやっていて、こういう予定で決まるので、傍聴に来てくださいというほうが実際のじゃないかな。

委員B：意見の言える検討部会みたいなことですよ。

(傍聴席より市民検討委員会の議事録作成が遅れたことなどについての発言あり。)

議長：申しわけありません皆さん。そうしましたら、基本的に市民の皆様方に我々はこういうことを考えて、頑張っているという姿も含めて、内容のことを周知させていきたいということは、思いとして持っています。その方法についてどのようにやればいいのかということも別途議論していきたいと思うのですけれども、皆さんその議題を出してもよろしいでしょうか。今後でも。そういう機会を設ける、広く知っていただく方法とか機会はどのようなふうを考えていくか。先ほど言っていたいただきました…

委員A：そうしましたら私の意見を。そういう機会をつくる必要は私はないと思います。我々検討委員会の役目ではありません。それは、この検討委員会を招集した市役所の皆さんの役目です。私たちはどういう役目があるかということ、最終的に議会で我々の意見を出して、議会が承認して条例ができた。そのときに我々が団体を通じて最終のものを知らせていく。今の段階からみんなの意見をすくうというのは我々の役目ではないです。市民の代表として集まっているんじゃないんです。それぞれの意見を訊きたいから集めているんですよ。市民の代表だったら、私たちは調査をして市民はこういうことを考えているとするんです。請負った内容でない内容をさらに受けようというのは驚きますね。あなたのような手を挙げて議長になられた方が何の疑問もなく了承されるというのも疑問に思います。それを先生に相談して、それについて何もコメントしないということにも疑問を感じます。先生、そういう筋が正しいんですか。

委員長：過去の経験でも、市民委員会がもっと他の意見を訊きたいから学習しようというときに議員の集団と話す場を設けたり、あるいは自治会長さんの集団等を意見交換する場を設けたりして、いわゆる周知徹底す

る場ではなく、こういうポイントはどうかというのを投げかけて意見交換する場を設けながら…

委員A：それはこの会議でも、議員さんと意見交換する場は大事だという話が出てきたじゃないですか。今回この条例は最終的に議員さんが決めるから入っていないということでしたよね。もっと議論しないといけないのは、最終的な決定権を持つ議員さんとのコミュニケーションですよ。私たちは意見をたくさん出して、そのあと議会でまとめる前に、議会の案を出してもらってもいいじゃないですか。今回は検討委員会の案なんですよ。それを受けて議会案をつくってもいいじゃないですか。それを受けて、議会と市民検討委員会が議論をしてもいいじゃないですか。それを急にほとんど知らない市民にこの案を啓蒙・PRする意味はどこにあるんですか。出来上がったものをPRしましょうよ。

委員S：ちょっと意見が違うのですが、つくるのは大事だと思うのですが、この後のことも考えないといけないのかなと思います。出来上がったならそれでもいいというのではなく、そこから活用できるシステムは同時並行で考えていかないといけないと思うので、市が全部やるというのであればそれでもいいのですが、我々もその中に参画できるというのは一つの方法だと思うので、そういう意見交換をする場を設けるといっても悪くはないかなと思います。

委員B：検討部会の中で発言する機会を設けるということで済ませるべきだし、みんなが知らないというのが一番の遅れですから、議事録も今聞いたら公開していないし、その遅れをきちっと取り戻してもらってから、この会議をもっとオープンにしてもらったら意見ももっと出ると思うんですよ。その意見を聞くという機会を設けるということでどうでしょうか。別途そのような会を設けるようなことはナンセンスだと思います。

議長：色々なご意見ありがとうございます。市民の皆様にごっていただくという観点でやればいいかなと思ったのですが。実際に皆様方がこういう活動をしているという周知だけする方法を別途考えていきたいと思っています。先ほど私からご提案させていただきましたけれども、誠に申しわけありません。そういった意味では取り下げさせていただいてよろしいですか。

委員A：周知の点で、以前広報に載せるということで写真をとると言っていました、あれはいつの分ですか。こういう活動をやっていることをPRしますと写真を写していましたね。

議長：そのへんは事務局のほうでどうですかね。

事務局：この間の広報の資料は、最終原案が出来上がったときにホームページに上げるため広報が撮影したもので、毎回事務局の方で写真撮影していますのは、ホームページに簡単な概要と一緒に写真の掲載を毎回させていただいておりますので、ホームページでご確認いただけたらと思っております。

議長：ホームページに反映されているということですね。

事務局：事務局で撮影している写真につきましては毎回ホームページにアップさせていただいております。前回広報が撮影させていただきましたものは後日広報誌で使用します。原案を市に提出していただく際に、使用させていただくための会議の様子ということでの資料として撮影させていただいております。

委員A：それと、議事録の公開の関係はどういうことなんですか。毎回写真は載っているが、中身は書いていなかったということですか。

事務局：ホームページにつきましては、まず毎回の会議のご案内と、併せて今申し上げましたとおり概要につきましては遅れのないような形で掲載させていただいております。あと議事録につきましては要約したものではございますが、ご指摘のありましたとおり、今週をめどに掲載するような形で調整を行っているところでございます。私たちが直接ホームページを作っているわけではございませんので、ホームページ作成部署と調整して今週中には掲載という方向で行っております。

議長：ありがとうございます。時間をとっていただいて申しわけありませんでした。市民に広く周知させたいということに関しての提案は、取り下げさせていただきたいと思えます。周知はしますが、その方法は別途考えていくという形になります。

委員B：周知をしないから、興味を持たないし、コミュニティをつくろうとも

しないんですよ。

議長：はい。方法については別途検討していきたいと思います。
それでは全体を通しまして、何かご意見等ございましたらお願いします。
はい、お願いします。

委員A：せっかく議員の先生方が傍聴に来ているのですが、決してバッシングという意味ではございません。一番期待しているのが議員の先生方の活躍なんです。こういうことを知っていただけてやっていただく、そうしないと変わらない。議会がよくなれば同時に市民も市職員もよくなる。ぜひよろしく願いいたします。

委員C：次回の策定部会は6月10日ですかね。この検討部会は8月21日まででないですよ。もう議員さんも全員来ていただくぐらいの。議員さんの意見というのはぜひ伺いたいんです。

委員長：自治体によっては、議会が特別委員会を設けて、市長が設けた市民委員会と議論するということはあるんですけども。議会と行政の制度の問題で、そういうものがあれば意見を交換する場を設けやすいのですが。どういう風に調整するかというのは、私どもの話ではなくて市長と議会で。

委員C：一般の市民の方に周知ということをおっしゃいましたけれども、どちらかというところの方がして欲しいです。

議長：わかりました。その方向も考えないといけないと思います。

委員H：すみません。次回の検討部会なのですが、8月21日には策定部会で話されたことに対してどういうふうに検討するんですか。

委員I：すみません。毎回思うのですが、私たち何をやったらいいのかわからないのです。何の意見を出したらいいかわからないし、宿題というわけではないのですが、ここに来てからこの条文を見させてもらっているので、いきなり本番みたいな感じになっているので、前もって読んで言う意見であれば、みんなスムーズに行けると思うんですよ。前もって渡してもらえないので…

委員C：第5次総合計画のときは、何日か前に次回の資料を郵送していただいていたんですよ。だから勉強していったんです。

委員B：お金もかかるかわからないですけどね。

委員A：それは最初に私が議論の質を高めるために、前の会で次回の宿題を決めてもらうとありがたいですと。そうする方が議論の質が上がります。私も色々考えてきているんです。そうしないと言えない。いきなり出されてもほとんど皆さん困る。

委員I：議論をする質が落ちていると思うんですよ。それを何とかして欲しいのですが。個人的な意見ですが、今までこうやって会議をさせてもらっていますが、あまり意味のある話がないと思うんです。みんなバラバラな話になっているので。今日もバラバラで話が飛んでいますが、やっぱり1条ずつ見ていってそれに対する意見を出さないといいものはできないと思うんです。そのへんもう少しちゃんとして欲しいです。

委員B：次回の宿題をもらったら勉強しましょうよ。

議長：基本的な進行について、先生の方から説明を加えていただこうかなと思うのですが。

委員長：確かに資料はあらかじめ出ていませんが、これまでおおよそ次回はこのことを行いますと言う話はしてきたつもりです。今回は全般を通じて課題があれば指摘してくださいということは申し上げたつもりですが、資料が出ていないということで足りてないという部分はあったかと思います。次回の検討部会については、7月15日で策定部会が終了しますので、そこでまとめたものを何らかの形で整えてできるようにして、その中で検討するべき点があればしていただくのが次回の検討部会です。以上です。

委員A：門真市自治基本条例制定スケジュールという表で、この中で市民検討委員会はわかるのですが、庁内検討組織と言うものがありまして、条例制定検討委員会があります。他にも条例検討ワーキンググループというものもありますが、これはどういう検討をされてどういう結果なのかという話が伝わってこないのですが。

委員H：ワーキンググループは、職員のメンバーが事前に検討する内容がわかっていたら、その勉強を行っていました。例えば生活保護のことであれば、みんなで勉強をして共通認識を持って検討部会に臨むということでワーキンググループを開催していたのですが、ここ2・3回は検討部会だけでやっていました。

委員A：事前の宿題と関係しているんですね。ワーキンググループはそうなのですがもう一つ。条例制定検討委員会の去年の9月の結果と今年1月の結果はいただいているのですか。今年7月の月上旬にもそういうものがあると。去年の結果は先生か議長は把握しておられるのですか。

議長：私はしていないですね。スケジュールも含めて事務局のほうでお願いできますか。

事務局：まず9月の分につきましては、この委員会が始まるのとほぼ同じタイミングで。どういう組織かと申しますと、行政の部局長を構成員として条例の整合性を含めて事務をさせていただくという、簡単に言うとそのような組織でございます。当初のスケジュールにつきましては、1月に1回開く予定だったのですが、当時の進捗状況を含めて開催されていないということです。また、先ほど申し上げましたとおり最終原案として提出いただいた分につきましては最終検討させていただくということになろうかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員A：それはどういう検討をされるのですか。

事務局：今申し上げましたとおり条文の整合性とか、文字の使い方も含めて検討させていただくということでございます。

委員A：変えるなど言っているわけではなくて、条例をつくる専門家によってしっかりしたものに仕上げて欲しいんですよ。

事務局：そういう部分をご認識いただければありがたいです。ホームページにも掲載させていただいておりますが、9月の時点で（仮称）門真市自治基本条例策定に関する基本的な考え方で、各々の役割についてイメージ図をつけさせていただいております。ホームページでご確認いただければと思いますが、この中で条例制定検討委員会については市長を除く庁議構成員で構成し、策定部会との情報交換を図り、報告され

た原案を踏まえて検討するとなっておりますので、ご理解いただければと思います。

委員A：我々の案を庁内で形にされた条例の案というのは、我々に来るのですか。

事務局：先生の発言の訂正にもなるのですが、先ほど市長から諮問を受けて答申という表現をされていたのですが一般的なことであって、手続き的には市長から諮問を受けて答申を返すという風にはなっておりません。一般的な表現でおっしゃっていただいておりますので、正式な市長からの諮問を受けて答申を出す機関ではございません。おっしゃっていただいているように、行政からしかけて、市民の皆さんで原案についての検討いただく組織です。最終原案ができたならまた行政に返していただいて、条例ですので議決権のある議会があります。通常、市民から議会へ直接提出することはありません。市長が提出権を持っていますので、市長が条例案をつくって議会へ提出して、上程されれば可決・否決という形になります。ですので、最終は市長が議会へ提出するために、市として条例案を出さなければいけないので、それをこの検討委員会で整合性のとれた条例案として仕上げ、議会へ提出するための組織となっております。当初1月を予定していたのですが、1月の時点では条例案としてできておりませんでしたので、時期をずらしてある程度になれば庁内にとということで、最近前文も含めて条文がかなりできておりますので、近々開催についても具体的な時期を考えていかなければならないと考えております。

委員A：議会に出すということは、議案について市役所の方は当然責任を持つのですね。

事務局：最終は市長の責任で。

委員C：ではここである程度のものできたとして、それがそのまま市長の案になるとも限らないということですよ。

事務局：そうですね。最終市長に権限がありますので。

委員A：それは最初の時点で先生から、ここでの議論はここでの意見ですから、最終的にはそういうことになるとは限らないと聴いているから私は理

解していますし、このままでないといけないとは思っていないんです。それよりも、最終的に成り立つ形、議会の意見も入れて市役所も。成立する形に仕上げたいのです。成立しないとか意味がないものをつくりたくない。議会にも大事にしてもらえるものをつくりたいという思いです。先ほどの話を聞いていると市民に丸投げ、市民を下請けにしてしまう協働の悪い面が見えるような気がします。これは市民も意見を言うが、市役所も責任を持ってその意見を聞いて自分なりの職責を果たす。例えばこういう情報をどんどんPRするのは市役所の方が専門的にみて上じゃないですか。ホームページも持っているし、アナウンス力もある。

事務局：下請けの話は、私もはじめて聞いたわけではありません。池田市は、外出しで別条例でそういった地域コミュニティ協議会というものをつくっています。それが100%池田市内でできているかというところ、エリア的には半分ぐらいと聞いています。解決できているところは、今おっしゃっていた下請けではない本当の市民が中心になって協議会をつくっておられる。その仕掛け作りの中で行政が提案したりすることもあります。下請けは当然良くないと思うので門真市もそういう風にしていけたらなど。ですから、条例の24条あたりの話も出ていますので、その方向では解決できるのかなと感じております。

議長：ありがとうございます。それでは時間も来ておりますので、次回の検討部会のときまでに開催されます策定部会2回分の内容を皆様のお手元に届くような方法を取りたいというふうに思いますので、それをご覧になってから次回の検討部会にお越しいただきますようよろしくお願い申し上げます。時間がかなりオーバーして申しわけございませんでした。これで本日の検討部会は終了させていただきたいと思います。委員の皆さん本当に長い間ありがとうございました。

委員：ありがとうございました。